

審 査 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手続等に関する規則
根 拠 条 項 : 第9条第2項
処 分 概 要 : 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法令の定め :
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間 : 14日 (行政庁の休日を除く)
申 請 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課及び岐阜県内の各警察署
問い合わせ先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話058-271-2424)
備 考 :